

鶴ヶ島市立南小学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月1日 鶴ヶ島市立南小学校

1 いじめとは

- いじめは、どの学校・どのクラスの子どもにも起こりうるものです。
- いじめは、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であり、相手が心身の苦痛を感じる行為のことを指します。
- いじめの中でも悪質なものは、警察等と連携をし、犯罪行為として取り扱うべきものです。

2 基本方針

- いじめを未然防止するために、発達段階に応じたいじめ防止の取り組みが実践できるよう指導・支援します。
- いじめを早期に把握できる学校、いじめに組織的に対応できる学校づくりを、学校・家庭・地域が一体になって取り組みます。
- いじめを許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、定期的なアンケート等を活用し、学校組織を挙げて児童一人ひとりの状況把握に努めます。

3 組織と各会議計画

◎生徒指導部会（＝いじめ対策委員会）

(1) 構成メンバー

【常時】 校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 学年主任 養護教諭

【必要に応じて】 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー いじめ等対応支援員
その他必要と判断したメンバーを招集

(2) 会議計画

- 年度当初・・・本年度の「いじめ防止基本方針」の確認
- 定例会議（毎月実施）・・・情報交換、取組の見直し、いじめ認知解消状況の確認、対応策の検討
- 臨時会議・・・いじめ発生時の迅速な対応、対応策の検討と役割分担
- 年度末会議・・・年度のまとめ、次年度へ向けた見直し、引き継ぎ

◎いじめ対策チーム

(1) 構成メンバー

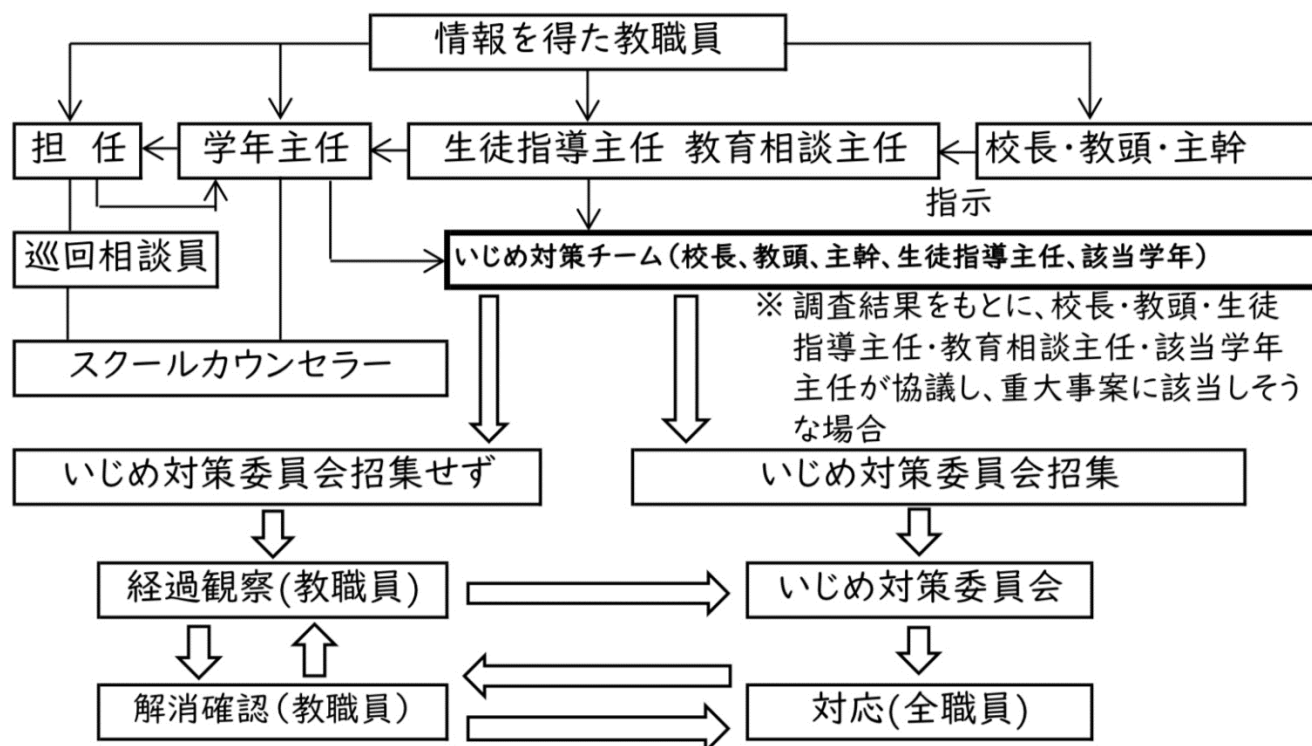
校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 教育相談主任 該当学年職員

※必要に応じて、他の関係職員を招集

(2) 会議計画

- いじめと疑われる事案が発生した場合に、校長の指示のもと速やかに招集。
- 対策を検討し、複数対応を原則として、速やかにいじめ対応を行っていく。
- 情報共有、対策の検討を行った上で重大事態に該当、または該当する可能性がある判断された場合、「いじめ対策委員会」の臨時会議を実施する。

【いじめの発見・通報を受けた場合】



4 いじめに関する具体的な取り組み

(1) いじめ未然防止の取り組み

- 教職員の言動、姿勢の確認・・・積極的な児童理解、危機意識の維持、被害児童を守る姿勢の確認
- 学習指導の充実・・・児童に合わせた授業改善、「学び合い」の推進、
特別支援教育の視点の共有
- 積極的な生徒指導の推進・・・いじめ防止対策プログラムの実施（４年生） なかよしレンジャー

(2) いじめ早期発見の取り組み

- 定期的なアンケートの実施（年５回実施）
- 教育相談日の設定（年６回設定）
- いじめ早期発見フォームの活用・・・ICTを活用したいじめ報告フォーム
誰でも発信でき、誰でも受け取ることのできる仕組み

(3) いじめ早期対応の取り組み

- 組織的で迅速な対応・・・招集しやすく速やかな対応が可能な「いじめ対策チーム」の活用
職員の報告・連絡・相談体制の徹底
- 保護者、関係機関、教育委員会との連携・・・学校だけで抱え込むことがない体制づくり

(4) 重大事態への対応

- 組織的で迅速な対応・・・速やかな教育委員会への報告、調査体制の検討と実施
- 重大事態に対する対応の共有・・・児童理解会議、いじめ対策委員会

5 保護者との連携

- 未然防止のための情報共有・・・懇談会、生徒指導だより、非行防止教室の保護者参観 等
- いじめ発生時の情報共有・・・保護者への連絡
面談の設定 等

6 関係機関、専門家との連携

- 教育相談体制について鶴ヶ島市立教育センターとの連携
- スクールカウンセラー等心理の専門家との連携（スクールカウンセラー：毎週火曜日に勤務）
- 重大事態に対しての連携体制（教育委員会、警察、医療機関、弁護士 等）

7 年間取り組み計画（取組の評価と PDCA サイクル）

- 生徒指導部会（いじめ対策委員会）の定期的開催・・・月1回企画委員会内で開催
- 生徒指導部会（いじめ対策委員会）で、取組の見直しと改善について定期的に検討する。

附記 令和6年4月1日 設定